

## 第3編 株式の評価

### 目次

- 第1章 評価差額に対する法人税額等に相当する金額
- 第2章 非上場株式の相続税法上の評価
- 第3章 所得税上の非上場株式の評価
- 第4章 法人税上の株式の評価

## 第1章 評価差額に対する法人税額等に相当する金額

### 1 財産評価基本通達上の評価額

評価基本通達185及び同186-2が、純資産価額の計算上、会社資産の評価替えに伴って生じる評価差額に相当する部分の金額に対する法人税額等に相当する金額を会社の正味財産価額の計算上控除することとしているのは、小会社の株式といえども株式である以上は、株式の所有を通じて会社の資産を所有することとなり、個人事業主がその事業用財産を直接所有するのとは、その所有形態が異なるため、両者の事業用財産の所有形態を経済的に同一の条件のもとに置き換えたうえで評価の均衡を図る必要があることによるものである。

すなわち、事業用資産の所有形態を法人所有から個人所有に変更した場合に課税されることとなる清算所得に対する法人税額等に相当する金額を相続税評価額から控除することによって、右均衡を図ろうとしているのである(大津地裁平成9年6月23日判決、大阪高裁平成12年7月13日判決、最高裁平成14年10月29日判決)。

### 2 A社B社方式

評価差額に相当する部分の金額に対する法人税額等を控除すると株式等の評価額が低くなるのでこれを利用したものにA社B社方式がある。

被相続人が相続開始直前に、借入金により第1会社(A社)を設立し、その会社に1億円出資した後、株式のすべてを1千万円で現物出資する方法により第2会社(B社)を設立する。

相続開始後、相続人が、相続税評価額による純資産価額1億円と帳簿価額による純資産価額1千万円との間に9千万円の差額に対し、法人税等相当額4500万円(50%の場合)の控除を受けることが出来る方式である(贈与税を逃れるためにも利用された)。相続人の取得したB社の株式の価額は、5500万円となる。

### 3 財産評価通達の改正

A社B社方式による法人税額等に相当する金額の控除が多発したため、平成6年財産評価基本通達が改正され（下記のアンダーライン部分が追加）、抜け穴が封じられた。現行通達は次のようになっている。

186-2 185((純資産価額))の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に37%（法人税（復興特別法人税を含む。）、事業税（地方法人特別税を含む。）、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合）を乗じて計算した金額とする。

- (1) 課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額（以下この項において「課税時期における相続税評価額による総資産価額」という。）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額
- (2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額（当該各資産の中に、現物出資若しくは合併により著しく低い価額で受け入れた資産又は会社法第2条第31号の規定による株式交換（以下この項において「株式交換」という。）若しくは会社法第2条第32号の規定による株式移転（以下この項において「株式移転」という。）により著しく低い価額で受け入れた株式（以下この項において、これらの資産又は株式を「現物出資等受入れ資産」という。）がある場合には、当該各資産の帳簿価額の合計額に、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時ににおいて当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額（以下この項において「現物出資等受入れ差額」という。）を加算した価額）から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

(注)

- 1 現物出資等受入れ資産が合併により著しく低い価額で受け入れた資産（以下(注)1において「合併受入れ資産」という。）である場合において、上記(2)の「この通達に定めるところにより評価した価額」は、当該価額が合併受入れ資産に係る被合併会社の帳簿価額を超えるときには、当該帳簿価額とする。
- 2 上記(2)の「現物出資等受入れ差額」は、現物出資、合併、株式交換又は株式移転の時ににおいて現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額が課税時期において当該現物出資等受入

れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額を上回る場合には、課税時期において当該現物出資等受入れ資産をこの通達に定めるところにより評価した価額から当該現物出資等受入れ資産の帳簿価額を控除した金額とする。

- 3 上記(2)のかっこ書における「現物出資等受入れ差額」の加算は、課税時期における相続税評価額による総資産価額に占める現物出資等受入れ資産の価額(課税時期においてこの通達に定めるところにより評価した価額)の合計額の割合が20%以下である場合には、適用しない。

186-3 185《純資産価額》の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうち取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の発行会社の課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した金額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を課税時期における当該株式の発行会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。

なお、評価会社の各資産のうちに出資及び転換社債型新株予約権付社債(197-5((転換社債型新株予約権付社債の評価))の(3)のロに定めるものをいう。)のある場合についても、同様とする。

(注) この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)の計算に当たっては、186-2《評価差額に対する法人税額等に相当する金額》の定めにより計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除しないのであるから留意する。

その後、平成12年に所得税基本通達59-6、法人税基本通達9-1-14が改正され、非上場株式の評価にあたって所得税、法人税の計算上、法人税額等に相当する金額を控除しないこととされた。

#### 4 判例の動向

前述の天津地裁平成9年6月23日判決をはじめ、法人税額等に相当する金額を控除しないことを認める判決が続いた。

東京地裁平成12年5月30日判決(平成3年分の贈与税)

東京地裁平成13年2月15日判決(平成2年分の贈与税)

東京地裁平成16年3月2日判決(国分事件平成3年の相続税)

東京地裁平成12年7月13日判決(第一不動産事件昭和62年所得税)

東京高裁平成14年1月30日判決(第一不動産事件)

東京高裁平成16年1月28日判決(旺文社事件平成7年9月期の法人税)

ところが最高裁は第一不動産事件について平成17年11月8日次のように判示し、法人税額等相当額の控除を認める判決を下した。

「所得税基本通達については平成12年課資3-8、課所4-29による改正により、法人税基本通達については平成12年課法2-7による改正により、所得税及び法人税の課税における1株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないことが規定されるに至ったのであって、それらの改正前の昭和62年当時に、評価通達185が定める1株当たりの純資産価額の算定方式のうち法人税額等相当額を控除する部分が、所得税課税における評価に当てはまらないということの関係通達から読み取ることは、一般の納税義務者にとっては不可能である。

取引相場のない株式の取引は、法人税額等相当額を控除した純資産価額を上回る価額でされることもあり得るが、一般にその取引の当事者は上記関係通達の定める評価方法に関心を有するものであり、その評価方法が取引の実情に影響を与え得るものであったことは否定し難く、これとかけ離れたところに取引通念があったということはできない。

したがって、営業活動を順調に行っている会社の株式であっても、法人税額等相当額を控除して算定された1株当たりの純資産価額は、昭和62年当時において、一般には通常取引における当事者の合理的意思に合致するものとして、所得税基本通達（改正前のもの）23～35共-9（4）にいう「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」に当たるといべきである。

このように解釈される上記「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」によって株式の価額を評価して所得の金額を計算することは、所得税法及び所得税法施行令の解釈として合理性を有することができる。

そうであるとする、昭和62年3月又は5月における上告会社の1株当たりの純資産価額の評価において、両社が順調に営業を行っていることのみを根拠として、法人税額等相当額を控除することが不合理であって通常取引における当事者の合理的意思に合致しないものであるということとはできず、他に上記控除が上記の評価において著しく不合理な結果を生じさせるなど課税上の弊害をもたらす事情がうかがわれない本件においては、これを控除して1株当たりの純資産価額を評価すべきである。」

最高裁は、平成18年1月24日、旺文社事件についても同様な趣旨の判決を下した。

これら最高裁判決後、法人税等相当額の控除を認めないとする東京地裁平成

21年9月17日判決(平成16年3月期の法人税事案)が出ている。

一方で、**東京地裁平成22年3月5日判決**(平成17年3月期の法人税事案)は、法人税等の控除を認めている。

原告は、株式の評価を純資産価額方式で行う場合は、法人税額相当額を控除すべきである旨主張する。相続税の分野における株式の評価については、個人が直接資産を保有する場合と、会社を通じて間接的に保有する場合(当該会社が解散して当該資産が直接個人に帰属する場合)との均衡を保つため、会社が清算した際の法人税額控除額を算定し、それを資産価値から控除することとされている。これに対し、法人税課税における株式の評価については、会社が継続的に事業活動を行うことを前提として、当該会社の正味資産の価額を参酌して算出した通常取引される価額を算定するものであるから、必ずしも、上記の趣旨が妥当するという事はできないというべきである。そして、このような考え方に基づいて、平成12年課法2-7による改正により、法人税課税における1株当たりの純資産価額の評価に当たり法人税額等相当額を控除しないこととされるに至ったものであるところ〔法人税法基本通達9-1-14(3)〕、平成17年当時においては、法人税課税における株式の評価については法人税額等相当額を控除しないという取扱いが課税実務上定着していたものということができ、そのような取扱いについて合理性を認めることができるというべきである。

この東京地裁の判決は平成22年12月15日の東京高裁判決で追認され、最高裁判所は平成24年5月8日「上告不受理」の決定を行っている。

## 第2章 非上場株式の相続税法上の評価

### 1 財産評価基本通達どおりの判決

#### (1) 配当還元方式でなくS1+S2方式が妥当とされた相続税事案

財産評価基本通達どおりに株式保有特定会社のS1+S2方式によって課税したところ、納税者が配当還元方式を主張したが、主張が認められなかった事例(東京地裁平成8年12月13日判決)

##### ① 事案の概要

ア 本件は、被相続人の死亡により、いわゆる取引相場のない株式である訴外N株式会社(訴外会社)の株式4万6500株(以下「本件株式」という。)などの財産等を共同相続(相続人は原告を含めて5名、法定相続分各5分の1)した原告が、課税価格に算入すべき本件株式の価額を「配当還元方式」により1株当たり500円と評価して相続税の申告をしたところ(ただし、



相続財産が未分割であつたため、法定相続分に従って相続財産を取得したものととして申告した。)、被告が右方式による評価を否認して本件処分をしたため、その取消しを求めている事案である。被告は、1株当たりの価額は1万6743円になると主張している。

イ 訴外会社は、殺虫剤や農薬等を製造販売する株式会社であり、評価通達178に定める「大会社」に該当する。

また、訴外会社の本件相続開始の直前期末における貸借対照表に記載された各資産を評価通達の定めるところにより評価した場合、その価額の合計額は626億5605万8000円であり、そのうち株式及び出資の価額の合計額は334億8767万3000円であつて、総資産価額に占める株式等の価額の割合は約53.45パーセントとなることから、同社は、評価通達189の(1)に定める「株式保有特定会社」に該当する。

ウ 本件相続開始日における訴外会社の発行済株式総数は193万2000株であり、原告は、訴外会社の株式9万6500株(約4.99パーセント)を有していたところ、法定相続分(5分の1)に従って相続した場合には合計10万5800株(持株割合約5.48パーセント)の株式を保有することになる。

エ 法人税法施行令4条1項1号にいう「親族」の範囲を民法725条に定める6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族とした場合、訴外会社の個人筆頭株主であるKEを株主の1人とすれば、同人及びその同族関係者の有する株式の合計数は176万3520株(持株割合約91.28パーセント)であつて、発行済株式数の50パーセント以上になることから、訴外会社は同族株主のいる会社ということになる〔評価通達188の(1)〕。

オ KEとその配偶者及び兄弟姉妹の有する訴外会社の株式の合計数は69万9450株(持株割合約36.20パーセント)であつて、発行済株式数の25パーセント以上となることから、訴外会社は中心的な同族株主のいる会社ということになるが、原告は中心的な同族株主には該当しない〔評価通達188の(2)〕。

カ 原告固有の持株数と亡Eの持株数に原告の叔母の持株数を加算した合計株数は38万2600株であり、その持株割合は約19.80パーセントである。

キ 原告の祖父は、昭和31年3月2日から昭和56年11月29日まで非常勤取締役をしていたが、同人の死亡後、同人の妻及び子孫の中から訴外会社の役員に就任した者はいない。また、原告や原告の叔母4名が訴外会社から受けている利益は1株当たり50円の配当のみであり、それ以外の利益を受けたことはない。

② 東京地裁平成8年12月13日判決(棄却)

ア 訴外会社が大会社に該当し、かつ、株式保有特定会社に該当する。評価通達189-2によれば、そのような会社の株式の評価は純資産価額方式又はS1+S2方式によって評価するとされており、訴外会社の株式を純資産価額方式によって評価すると1株当たり1万7475円になり、S1+S2方式によって評価すると1株当たり1万6743円になることから、原告が本件相続により取得した本件株式が、配当還元方式を適用して評価すべき例外的な場合に該当しない限り、右の二つの評価額のうち、評価額の低いS1+S2方式による1株当たり1万6743円をもつて本件株式の時価とするのが合理的であるというべきである。

イ 原告は、その基準は、会社に対する支配力の有無から決せられるべきであって、一律に5パーセントをもって配当還元方式の適用を制限することは不合理であると主張する。

たしかに、複数の同族グループの一つが株式の過半数を有し、経営支配力の差が明らかである場合には、持株割合が過半となる同族グループの株主のみが同族株主となり、他の同族グループの取得株式は持株割合にかかわらず配当還元方式によって評価されることは原告の指摘するところであり〔評価通達188の(1)〕、類似の事態は、同一の同族グループ内において複数のグループが存在するときにも想定できる場所であるから、持株割合5パーセントをもって同族グループ内における配当還元方式の採用を画する基準とするときは、右指摘の場合との均衡を欠く結果となることもあり得るところである。

しかし、同一の同族グループ内における支配グループとその余のグループの形成は、2親等の血族といった近親者間にも生じ得るものであり、ときには近親者間の個人的関係によってグループが形成されることも考えれば、右のグループを親等の距離によって客観的に確定することは困難であり、近親者間の個人的関係に起因することもあり得る会社経営への影響力の優劣を株式評価に反映させることはかえって評価をあいまいなものとすることになるのである。

(東京高裁、最高裁も1審判決を支持)

## 2 財産評価基本通達によらないで行われた相続税の課税処分が認容された事例

### (1) 事案の概要

被相続人が保有していた同人が代表者を務めていたB株式会社の株式を有

限会社設立の際に時価を下回る低額で現物出資して出資口を取得し、その後、同有限会社の出資口の52パーセント相当を同株式会社の取引先に売却した後、その8日後に同被相続人が死亡した。

相続人である原告らが、同有限会社が保有する資産のうちB株式の評価額を配当還元方式で評価して純資産の評価額を算出した上、これから評価額と各資産の帳簿価額との評価差額に対する51パーセント相当の法人税額等に相当する金額を控除して、同有限会社の出資1口当たりの評価単価を算定し、同被相続人が保有する同有限会社の出資の相続税評価額を算出して、これを前提とした相続税の申告を行った。

ところが、税務署長が、同有限会社が保有する資産のうちB株式の評価額を類似業種比準方式で評価して純資産の評価額を算出した上、これから評価額と各資産の帳簿価額との評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除せずに同有限会社の出資1口当たりの評価単価を算定し、同被相続人が保有する同有限会社の出資の相続税評価額を算出するなどして、更正処分を行うとともに、過少申告加算税賦課決定処分をした

## (2) 事案の詳細

- ① 被相続人は、平成2年6月8日、当時所有していたB株式会社の株式200万3640株のうち200万株と、日本橋の土地及び建物を、有限会社Aの設立と同時に現物出資し、本件土地建物に付随する被相続人にかかるC銀行本店からの借入金4億円を同社に承継し、金員4600万円を払い込み、同社の出資9万9995口（1口当たりの金額1000円）を取得した。原告甲は、金員5000円を払い込み、同社の出資5口を取得した。
- ② 本件有限会社はB株式会社の株式200万株を、1株当たり25円、合計金額5千万円で受け入れ、また、本件土地建物を、4億0399万5000円で受け入れており、前記4600万円及び5000円の払い込み及び本件借入金の承継と合わせて、資産の合計を5億円、負債の合計を4億円、資本金を1億円とし、出資口数を10万口として設立されたものである。  
なお、被相続人が本件有限会社に出資した本件財産について、当時、被相続人が認識していたB株式会社の株式200万株の時価は、1株当たり3200円、総額64億円であり、また、本件土地建物の時価は、13億2226万4698円であった。
- ③ 被相続人は、入院中の平成3年12月5日に、B株式会社の取引会社のうちの有力な取引先であるE株式会社ほか12社に対し、被相続人が保有していた9万9995口の本件有限会社の出資のうち各4000口ずつ（合計5万2000口、同社の総出資口数の52パーセント相当）を1口当た



り額面額の1000円、売買代金各400万円（売却代金総額5200万円）で一斉に売却し、その結果、被相続人名義の本件有限会社に対する出資口数は4万7995口となり、原告甲の出資口数5口と併せると甲一族の同社への出資割合は48パーセントとなった。

平成3年12月13日、被相続人が死亡したので、原告らは、当時の評価通達の定めにより被相続人名義の本件出資の時価を純資産価額（評価差額に係る法人税等相当額を控除）で評価し、その際、本件有限会社が所有していたB株式会社を配当還元価額で評価した。これに対して、税務署長は、平成7年6月9日付けで、B株式会社は類似業種比準価額で評価する、本件出資の評価に当たっては法人税等相当額を控除しないなどとする相続税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を行った。

### (3) 争点

本件有限会社が保有するB株式会社の株式200万株の評価方法について被告は、類似業種比準方式によるべきである旨主張し、原告らは、配当還元方式によるべきである旨主張した。

（評価差額に係る法人税等相当額を控除できるかどうか争点になったが、前述のとおり裁判所は控除を認めなかった。）

### (4) 被告の主張

#### ア B株式会社の株主

F合名会社（原告を中心株主とする同族会社）	26.6%
被相続人の弟G	8.8%
原告	7.9%
本件有限会社	28.6%

被相続人が、本件各取引会社に対して、本件有限会社の総出資口数の52パーセントに相当する5万2000口を売却したことにより、B株式会社の株主たる原告甲及びその同族関係者が本件出資の48パーセントしか保有しないこととなったので、本件有限会社は、B株式会社の同族株主であるF合名会社や原告らのグループに属さないことになった。その結果、本件有限会社の保有するB株式会社の株式200万株は、評価通達の定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」として評価されることとなり、評価通達188-2項の定める配当還元方式によって、1株当たり50円、総額1億円（被相続人の現物出資時に同人が認識した時価である64億円のわずか1.56パーセント）と評価されることとなる。

イ 本件有限会社が保有するB株式会社の株式200万株は、実質的には、本件有限会社に対する原告らの支配関係が存在していることから、本件有限会社は、B株式会社の同族株主である原告甲らとの関係において特殊関

係のある同族関係者であるので、B株式会社の同族株主と認めるのが相当であり、加えて、他の納税者との相続税負担の公平を確保するとの見地から、評価通達による評価方法を画一的に適用して評価することは、極めて不適当なものといわざるを得ない。

したがって、大会社の株式の例外的評価方法である配当還元方式は採用できないから、本件有限会社が保有するB株式会社の株式200万株の評価方法は、大会社の株式の価格の原則的評価方法である類似業種比準方式によるべきである。

#### (5) 原告らの主張

本件有限会社の保有するB株式会社の株式の評価方法は、本件有限会社がB株式会社の同族株主である場合には、評価通達という原則的評価方法である類似業種比準方式で評価することになるが、本件有限会社がB株式会社の同族株主でない場合には、例外的評価方法である配当還元方式で評価すべきこととなる(評価通達188項、188-2項)。そして、評価通達によれば、本件有限会社がB株式会社の同族株主といえるためには、B株式会社の同族株主であるF合名会社、G、原告甲及びこれらと同族関係のある個人または会社が本件有限会社の50パーセント以上の出資を保有していなければならない(評価通達188項)。

ところが、B株式会社の同族株主が保有する本件有限会社の出資は48パーセントにすぎない。したがって、本件有限会社は、B株式会社の同族株主でないことになるから、本件有限会社の保有するB株式会社の株式の価額の評価方法は、配当還元方式によることになる。

#### (6) 東京地裁平成16年3月2日判決(棄却)

ア 評価通達に定められた評価方法を画一的に適用するという形式的な平等を貫くことによって、かえって、実質的な租税負担の公平を著しく害することが明らかであるなどこの評価方法によらないことが正当と是認されるような特別な事情がある場合には、他の合理的な方法により評価をすることが許されるものと解される。このことは、評価通達自体も、その6項において、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」旨定められていること(なお、国税庁長官の指示は、国税庁内部における処理の準則を定めたものにすぎず、同指示の有無が、更正処分の効力要件となっているものではないと解される。)からも明らかである。かかる場合には、評価通達の定める評価方法によることなく、その財産の価額に影響を及ぼすべき全ての事情を考慮しつつ、相続税法22条の規定する「時価」を算定すべきこととなる。

甲一族は、本件有限会社の総出資口数の48パーセントという50パーセントに極めて近い出資口を保有する一方、他の52パーセントは、B株式会社の本件各取引会社合計13社が、各4パーセントずつを保有しているのに過ぎず、甲一族と個々の取引会社とを比べれば、その保有出資口割合において48パーセント対4パーセントという圧倒的な差が生じていることは明らかである。

そして、甲一族としては、本件各取引会社のうち1社でも味方に付ければ本件有限会社の出資口数の50パーセント以上を支配することが可能になる一方、本件各取引会社が、本件有限会社の支配を甲一族から奪うためには、13社全社が結束する以外にはないところ、本件有限会社は、被相続人の資産を保持し続けることを除いては、実質的には本件建物を賃貸することのみを業務内容とし、それにより得られる不動産賃料収入のみを現実の収入源とする会社であって、投機的価値があるとは考えられないことからすると、本件各取引会社が、そのような会社の僅か4パーセントに相当する出資口を保有することに独自の意味があるとは思われず、むしろ、B株式会社との良好な取引関係を継続するために出資口を譲り受けたものと考えられることや、本件各取引会社が相互に競争関係にあることなども考え併せると、議決権行使に関する建前論にかかわらず、本件各取引会社全社が一致結束して甲一族に反旗を翻すという事態はほとんど想定し得ないものというべきであり、被相続人も、このことを前提とした上で、本件有限会社を甲一族の実質的な支配下に置きつつ、形式上、保有出資割合を50パーセント未満にとどめるための手段として、本件各取引会社への出資口の譲渡を行ったものと考えざるを得ない。また、本件有限会社の定款には、新たに同社の出資口の譲渡制限が設けられ、取締役である被相続人（同人の死亡後は、I）と原告甲の意思に反した譲渡がなしえなくなったことから、甲一族の保有出資割合が48パーセントであっても本件有限会社の支配ができる態勢が将来的にも維持されているといえる。

かかる本件譲渡の目的や太陽、B株式会社及び本件有限会社を取り巻く卸売業界の状況やこれらと本件各取引会社との関係等からすれば、本件譲渡によって形式的に原告甲らが保有する本件有限会社の保有出資割合が50パーセントをわずかに下回る48パーセントとなったとしても、実質的には、本件有限会社の支配権は、原告甲らの手中にあるものといえることができる。

本件有限会社においては、原告甲らにおいて、50パーセント以上の出資割合を有していなくても、なお本件有限会社を実効的に支配しうる地位にあると認められるところ、前記のとおり、類似業種比準方式による株式

評価を原則とし、経済的に配当を期待する程度の価値のみ把握しているにすぎない少数株主についてのみ配当還元方式を採用すべきとする評価通達の趣旨からすれば、本件有限会社が保有していたB株式会社の株式を例外的評価手法である配当還元方式で評価することは相当でないと解されるのであり、本件においては、評価通達を画一的に適用することが著しく不相当と認められる特別の事情があるものと認められる。

そして、本件においては、本件有限会社が保有するB株式会社の株式は、評価会社に対する影響力を持たず支配力がないことからその経済的機能が当面は配当への期待しか認められないと特に認められる範囲に該当する場合を除き、B株式会社が大会社であることから類似業種比準方式により価額を算定するのが合理的であるところ、前記のように、本件有限会社はB株式会社の同族株主であるF合名会社、原告甲らとの関係において、特殊関係のある法人にあたり、その同族関係者として、B株式会社の同族株主に当たることが認められるのであるから、その保有する株式の評価は類似業種比準方式によるべきである。

(東京高裁も平成17年1月19日判決で1審判決を支持した)

#### (7) 解説

余命いくばくもない代表者が保有していたB株式会社の株式が、類似業種比準方式により評価されることを避けるため(配当還元方式により評価できるようにするため)、その株式を別会社に現物出資をしたうえで、関係取引先13社に株式を4%ずつ購入してもらい合計52%としたことでその別会社が同族会社とならないように工作し、また、評価差額に係る法人税等相当額を控除できる工作したものである。この工作は財産評価基本通達に沿って行われたものであるが、裁判所で認められなかった。

保有する株式の評価は類似業種比準方式によるべきであるとした。

### 3 財産評価基本通達による更正分が取り消された事例

相続開始時の財産評価基本通達189(2)によれば、大会社の株式保有割合が25%以上である場合(中会社・小会社では50%以上)に株式保有特定会社として特別な評価方法(S1+S2方式)をとらなければならないが、裁判所は株式保有特定会社として評価する必要がないとした事例

#### (1) 事案の概要

本件は、原告らが、平成16年2月28日の亡己の死亡によって開始した相続に係る相続税の申告にあたり、相続財産中の株式会社P社の株式の価額の評価額を類似業種比準方式によったところ、江東東税務署長から、P社の株式保有割合は約25.9%であり株式保有特定会社に該当するから、



P社の評価額は1株当たり1万9002円であるとして更正処分等がなされたので、その取消しを求めた事案である。

## (2) 争点

P社が株式保有特定会社〔評価通達189の(2)〕に該当するか否か

## (3) 東京地裁平成24年3月2日判決要旨(処分取消し)

ア 法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値が、平成元年度においては7.38%、平成2年度においては7.88%と、同通達189の(2)において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25%と比して一見して格段に低いものとなっていたことからすれば、評価通達の平成2年改正がされた当時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社につき、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っているものとして株式保有特定会社に該当するものと扱うことには、合理性があったものというべきである。

しかし、①評価通達の平成2年改正がされた後、平成9年の独占禁止法の改正によって従来は全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることとなり、これを契機として、商法等において、持株会社や完全親子会社を創設するための株式交換等の制度の創設、会社の合併に関する制度の合理化、会社分割制度の創設といった企業の組織再編に必要な規定の整備が進められるなど、本件相続の開始時においては、評価通達の平成2年改正がされた当時と比して、会社の株式保有に関する状況は大きく変化したものというべきところ、

- ② 本件相続の開始時を調査期間に含む平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の金融業及び保険業を除く全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は16.31%であり、平成元年度及び平成2年度のそれのように同通達189の(2)において大会社が株式保有特定会社に該当するか否かの基準とされている25%と比して、一見して「格段に低い」ものとまでは評価し難いこと、
- ③ 本件相続の開始時において上記②の営利法人につき時価(相続税評価額)に基づいて株式保有割合を算定した場合の数値が、おしなべて平成15年度の法人企業統計を基に算定された上記②の株式保有割合の数値(16.31%)よりも大幅に低くなるものと推認すべきような証拠ないし事情は見当たらないこと、
- ④ 法令上、子会社の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときはその価額)の合計額の当該会社の総資産の額に対する



割合が100分の50を超える会社が持株会社とされ、特別な規制がされていること〔独占禁止法9条4項1号（本件相続開始時の同条5項1号）〕などに鑑みれば、少なくとも本件相続の開始時においては、評価通達に定めるところにより算定した株式保有割合が25%以上である大会社の全てについて、一律に、資産構成が類似業種比準方式における標本会社に比して著しく株式等に偏っており、その株式の価額の評価において類似業種比準方式を用いるべき前提を欠くものと評価すべきとまでは断じ難いものというべきである。

そうすると、少なくとも本件相続の開始時を基準とすると、評価通達189の（2）の定めのうち、大会社につき株式保有割合が25%以上である評価会社を一律に株式保有特定会社としてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価すべきものとする部分については、いまだその合理性は十分に立証されているものとは認めるに足りないものといわざるを得ない。

- イ P社は、大会社に該当する一方、現行の評価通達189の（2）の定めるところに従って株式保有特定会社に該当するものとしてその株式の価額を同通達189-3の定めにより評価することは相当とは認められないから、P社株式の価額については、原則的評価方式である類似業種比準方式によって評価するのが相当というべきである。そうすると、本件相続の開始時におけるP社株式の「時価」（相続税法22条）は、1株当たり4653円ということになる。
- ウ よって、本件相続の開始時におけるP社株式の「時価」は、1株当たり4653円であるものと認められるから、本件相続財産中のP社株式64万6400株の価額に係る評価額は、 $4653円 \times 64万6400株 = 30億0769万9200円$ となる。
- エ 本件各更正処分は、本件申告に係る各納付すべき税額を超えるその全部が違法なものであるといわざるを得ない。

#### （4）解説

財産評価基本通達189の（2）において株式保有特定会社について特別な評価方法を採用した趣旨は、類似業種比準方式の評価が上場会社の株価が反映されるように考えられたものであるから、比較するに際して上場会社と似たような資産内容が望ましい。ところが評価しようとする会社の資産構成が上場会社に比べて著しく株式に偏っている場合、的確な比較が困難になってくる。そこで株式等保有特定会社が有する株式等について純資産価額により評価した価額（評価差額に対する法人税等相当額を控除）したものをS2とし、S2を除いた部分を原則的評価方法により計算したものを

S1 とし、S1+S2 の合計額で計算を行うとしたものである。

本件の争点は、資産構成が上場会社に比べて著しく株式に偏っているかどうかであり、当時の通達は大会社の株式保有割合が25%以上であった。課税庁はP社の株式保有割合は約25.9%であり株式保有特定会社に該当するから、S1+S2方式により評価されるべきであると主張した。

裁判所は「平成15年度の法人企業統計を基に算定された資本金10億円以上の全ての業種の営利法人の株式保有割合の数値は16.31%であり、通達189の(2)において大会社が株式保有特定会社に該当するかどうかの基準とされている25%と比して、一見して「格段に低い」ものとはまでは評価し難い」とする。すなわち原告の持株割合25.9%は大会社の16.31%よりも高いかもしれないけれども、大きくかけ離れて高いから特別な評価方法を取る必要があるとは言えないとした。

大会社の株式保有割合が25%以上である場合に株式保有特定会社として特別な評価方法をとらなければならないとする財産評価基本通達は、平成2年に改正されたものであるが、その後平成9年の独占禁止法の改正によって全面的に禁止されていた持株会社が一部容認されることとなり、会社の株式保有に関する状況は大きく変化し、実態に合わなくなったとする地裁の判決が出た。東京高裁平成25年2月28日判決も納税者の請求を認めた。この判決を受けて国税庁は通達を改正して大会社において株式保有特定会社とする株式保有割合を25%から50%に引き上げる改正を行った。

#### 4 額面でなく純資産価額方式が妥当とされた贈与税事案

社長が従業員株式を額面で購入したところ、みなし贈与であるとして純資産価額方式で課税され、その課税が認められた事案

##### (1) 事案の概要

原告は、従業員持株制度を実施している甲会社の代表取締役であるが、昭和55年6月24日従業員Aから、昭和56年1月31日従業員Bから、甲会社の株式をそれぞれ額面金額である1株当たり50円で譲り受けた。

被告税務署長は、本件株式の価額を昭和55年分については1株当たり596円、昭和56年分については1株当たり729円と評価して、原告がこれらに比べて著しく低い価額で本件株式を譲り受けたものとして、相続税法7条を適用し、その差額については当該譲渡時において右各譲渡人から贈与されたものとみなし、昭和58年6月29日付けで、原告に対し、昭和55年分及び昭和56年分の各贈与税決定処分及びその各無申告加算税の各賦課決定処分をした。

##### (2) 仙台地裁平3. 11. 12判決(棄却)

「相続税法7条は、法律的にみて贈与契約によって財産を取得したのではないが、経済的にみて当該財産の取得が著しく低い対価によって行われた場合に、その対価と時価の差額については実質的には贈与があつたとみ得ることから、この経済的実質に着目して、税負担の公平の見地から課税上はこれを贈与とみなす趣旨の規定であるというべきである。したがって、原告のいうような租税回避を目的とした行為に同条が適用されるのは当然であるが、それに限らず、著しく低い対価によって財産の取得が行われ、それにより取得者の担税力が増しているのに、これに対しては課税がされないという税負担の公平を損なうような事実があれば、当事者の具体的な意図・目的を問わずに同条の適用があるというべきである。

そして、前記認定事実によれば、決算期が間近で配当金の計算などの必要があるときは原告が取得した株式として扱い、その後株主を探さずにそのまま原告所有の株式として確定したことがあつたというのであり、しかも、本件株式についてみても、原告はこれを2年以上にわたり保有し、本件株式の株主としてその配当をも受けていて、また、本件株式を保有することは、筆頭株主であつた原告の地位をより一層確固たるものにすることに役立つものであつたということもでき、原告の主張するように、原告が本件株式を取得した際の動機・目的が次に株式を保有させるべき従業員が決まるまでの間一時的に保有するというものであつたとしても、その後の経緯からすれば、原告は現実に本件株式の取得により右のような経済的利益を受けているから、本件株式の取得価額と本件株式の時価との差額分については、相続税法7条により贈与があつたものとみなされるべきである。」

「純資産価額方式は、個人企業における相続税の課税価額の計算方法に準じて、評価会社の財務内容を基として1株当たりの評価額を計算する方式であり、これによって、本件株式を評価すると、昭和55年分については1株当たり693円となり、昭和56年分については1株当たり712円となる。

以上によると、昭和55年分・昭和56年分のいずれについても、純資産価額方式によって評価した場合の方が類似業種比準方式によって評価した場合を下回るので、本件株式の評価は、純資産価額方式によるのが相当である。」として請求を棄却した。

### (3) 解説

代表取締役が従業員から自社の株式を著しく低い価格で買ったとしてみなし贈与課税されたものであり、判決も課税処分を認めた。みなし贈与課税がされないように財産評価通達に基づく価額での売買が必要になってくる。

従業員の株式を社長でなく会社が買った場合には、会社では自己株式を取得したことになるので注意が必要である。売却した従業員にはみなし配当が

課せられるので会社は源泉徴収しなければならない。売買価額が時価の2分の1未満の場合みなし譲渡課税が発生する。

## 5 財産評価基本通達によらないで否認されたが贈与税の課税処分が取り消された事例

同族株主がいる会社で、同族株主以外の株主が取得した株式については配当還元方式が適用されるにもかかわらず、売買実例に基づき課税されたが、課税処分が取り消された事例（東京地裁平成17年10月12日判決）

### (1) 事案の概要

- ① 原告は、オーストラリア連邦の国籍を有し、同国に住所を有する外国人（海外代理店の会長）である。原告は、平成7年2月16日付けの売買契約により、当時、B社の取締役会長であった甲から、同社の株式63万株を、総額6300万円（1株当たり100円）で譲り受けた。

税務署長は、本件売買取引による原告の本件株式の譲受けが、相続税法7条のみなし贈与に該当するものとして贈与税の決定処分及び無申告加算税賦課決定処分をした。なお、本件各処分における本件株式の評価額は、1株当たり785円であった。

被告は本件株式の時価の算定について、配当還元方式によって算定することは極めて不合理であり、評価通達に基づく評価方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情があるといえるとして次のように主張した。

ア 原告は、筆頭株主の地位を得たものであり、保有株式数を見る限り、B社の中心にあった譲渡人の地位の後継者たる地位を取得したものといえる。

イ 譲渡人は平成6年中に銀行等5社に売却しておりその平均価格1株当たり794円であり、本件売買実例におけるBの株式の売買価額は、配当還元方式によった場合には、これより著しく低額に算定されることとなって不当であり、このこと自体が配当還元方式によらないことが正当と是認されるような特別の事情に当たる。

### (2) 東京地裁平成17年10月12日判決(処分取消し)

ア 原告はその保有株式数を前提とする限り同族以外の株主と評価されるべきなのであるから、評価通達の定めを適用すると、本件株式の価額は、配当還元方式により評価されるべきこととなり、これにより算出される本件株式の価額は、1株当たり75円と認められるから、評価通達に定められた評価方法によらないことが正当と是認されるような特別の事情のない限り、上記評価額を上回る1株当たり100円の対価で行われた本件売買取引は、



相続税法7条にいう「著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合」に該当しないことになる。

- イ 本件売買取引後のB社における株式の保有割合は、C社、D社、譲渡人及び譲渡人の親族を併せた合計が47.9パーセントとほぼ全体の半分を占めるのに対して、原告はわずか6.6パーセントの割合にすぎず、また、C社及びD社における株式の保有割合をみても、譲渡人ないし譲渡人の親族が合計でそれぞれ75.0パーセント、59.7パーセントであるのに対して、原告はそれぞれ7.5パーセント、25.3パーセントにとどまっているのであるから、このような数値を見る限り、譲渡人の親族でもない原告が、B社の事業経営に実効的な影響力を与え得る地位を得たものとは到底認められない。
- ウ 本件株式のように取引相場のない株式については、その客観的な取引価格を認定することが困難であるところから、通達においてその価格算定方法を定め、画一的な評価をしようというのが評価通達の趣旨であることは前説示のとおりである。そして、本件株式の評価については、評価通達の定めに従い、配当還元方式に基づいてその価額を算定することに特段不合理といえるような事情は存しないことは既に説示したとおりであるにもかかわらず、他により高額取引事例が存するからといって、その価額を採用するということになれば、評価通達の趣旨を没却することになることは明らかである。

したがって、仮に他の取引事例が存在することを理由に、評価通達の定めとは異なる評価をすることが許される場合があり得るとしても、それは、当該取引事例が、取引相場による取引に匹敵する程度の客観性を備えたものである場合等例外的な場合に限られるものというべきである。

- エ 本件売買事例は、実質的に見れば、わずか5つの取引事例というのにすぎず、この程度の取引事例に基づいて、主観的事情を捨象した客観的な取引価格を算定することができるかどうかは、そもそも疑問であるといわざるを得ない（なお、この種の主張は、他の訴訟において課税庁自身がしばしば主張しているものであることは当裁判所に顕著である。）。この点につき、被告は、本件売買事例においては、類似業種比準方式に準ずる方式や純資産を基準とする方式によって算定された株式価格に基づいて売買価格が決定されているのであるから、その価格は客観性を有するという趣旨の主張をしているが、これらの評価方法は、評価通達において、同族株主以外の株主が取得した株式の評価方法としては必ずしも適当ではないものとして位置付けられていることは既に指摘したとおりなのであるから、類似業種比準方式や純資産方式が、株式評価方法として一般的な合理性を有しているから、それ



に基づく価額が、本件株式の価額を決定するに足りる客観性を有するとするのには論理の飛躍がある。むしろ、ここで問題とされるべきなのは、本件売買実例には、同族株主以外の株主として、配当収入以外には期待すべきものがないにもかかわらず、その取得株式を類似業種比準方式や純資産方式に基づいて算定した価額によって評価することが正当化されるほどの客観性が備わっているかどうかという点であるところ、この点を肯定するに足りるだけの事情は認められないものといわざるを得ない。

### (3) 解説

課税庁は、土地等及び家屋等の低額譲渡については、個別通達「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について」（平成元年3月29日付直評5・直資2-204）（「負担付贈与通達」）にもとづき、相続税や贈与税の事案でも財産評価基本通達によらないで取引価額（時価）で評価する場合がある（東京地裁平成19年8月23日判決では課税処分が取り消されている）。

上場株式については、財産評価基本通達169（2）に「負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した上場株式の価額は、その株式が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。」とある。

課税庁は非上場株式について、取引価額（時価）で評価し、原告が低額譲渡により利益を受けたとしてみなし贈与課税を行なったが取り消されている。同族株主以外が取得する株式は配当還元方式により評価することが財産評価基本通達で定められているので、配当還元方式によるべきである。

## 第3章 所得税上の非上場株式の評価

### 1 所得税基本通達59-6

法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の178から189-7まで（取引相場のない株式の評

価))の例により算定した価額とする。

- (1) 財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合(同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。)において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (3) 当該株式の発行会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。
- (4) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

## 2 売買実例価額による株式の譲渡価額が認められた事例(大分地裁

平成13年9月25日判決)

### (1) 事案の概要

- ① 亡丙は、平成4年1月28日、有限会社Aに対しB株式会社の株式1万2000株を1株当たり2500円の代金3000万円で売却した(取引①)。

亡丙は、4年10月6日、A社に対し、本件株式5000株を1株当たり2500円の代金1250万円で売却した(取引②)。

亡甲は、平成5年4月6日、A社に対し、本件株式2300株を1株当たり2500円の代金575万円で売却した(取引③)。

被告は、類似業種比準方式により本件株式の取引当時の時価を算定し、取引①につき本件株式の1株当たりの時価は1万4742円、総額は1億7690万4000円、取引②につき、本件株式の1株当たりの時価は1万1357円、総額は5678万5000円であったとし、取引①及び取引②はいずれも時価の2分の1に満たない価額での取引であったとして、所得税法59条1項2号、同施行令169条を適用して、平成8年2月27

日付けで、亡丙の相続人である亡甲に対し、平成4年分の亡丙の株式等の総所得金額を2億3708万7548円、納めるべき税額を4601万1800円と更正し、過少申告加算税として534万6000円を賦課する旨の、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした（以下、これらを「処分①」という。）。

被告は、取引③につき、類似業種比準方式により算定した、当時の本件株式の1株当たりの時価は8885円であり、総額は2043万5500円であったとし、取引③は時価の2分の1に満たない価額での取引であったとして、同法59条1項2号、同施行令169条を適用し、平成8年2月27日、亡甲に対し、総所得金額を1971万1098円、納めるべき税額を381万4200円と更正し、過少申告加算税として41万7000円を賦課する旨の、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をした（以下、これらを「処分②」という。）。

## (2) 争点

税務署長は納税者が株式を法人に対して著しく低い価額で譲渡したとして所得税法59条のみなし譲渡課税を行った。被告の主張する類似業種比準方式によると著しく低い価額に該当するが、原告の主張する売買実例価額によるべきかが争われた。

## (3) 大分地裁平成13年9月25日判決(処分取消し)

ア 本件各取引当時のA社の丙一族の持分は全体の14パーセントに当たる28口に過ぎず、元従業員及び現従業員らが残りの持分を有し、社員総会が親睦会を兼ねていたなど、当時のA社には従業員持株会的様相が窺われることに照らせば、未だ己ないし亡丙がA社を支配し、A社が本件株式の保有会社であったとまでは認められず、他に本件取引を時価より低額で行う事情があったと認めるべき証拠はない。

イ 丁・戊事例(従業員である丁及び戊が平成2年12月25日A社に1株500円で譲渡した事例)は、本件各取引より約1年1か月ないし2年5か月前になされたものであるが、本件会社のような同族会社においては、そもそも株式の取引事例が乏しいのが通常であり、また、上場されておらず、投機目的の取引がないため、上場株式のように価格が小刻みに大きく変動することもないから、この程度の時間的間隔をもって直ちに時価算定の参考にならないということとはできない。

ウ 配当還元方式について、同族株主のいる会社における非同族株主で少数株主となる者が譲受人となる場合には、その者は、会社の支配権を有するわけではなく、ただ配当期待権を有するのみであるから、配当金額から大幅にかけ離れた金額で取引するとはおよそ考えられず、売買代金額の決定には、

配当金額が主たる要素となると考えられるから、当該株式の時価の算定に当たっては、むしろ配当状況に着目した配当還元方式によるのが合理的であるといえる。

エ 純資産価額方式は、基本的には純資産価額のみに着目した算定方式であり、事業に供された各資産から生じる利益を考慮しないなどの欠点を有するものの、会社資産に対する割合的持分という株式の基本的性格と調和するものであり、また、会社の経営に対して支配的地位にある株主または当該譲渡によってかかる地位に就こうとする者であれば、純資産を参考にして当該株式の価値を評価し、その価額を受け入れて購入するであろうと仮定することも合理的であって、かかる者が譲受人である場合の算定方法として一応の合理性を有するというべきである。

しかしながら、本件の場合、前記判示のとおり、丙一族がA社を支配していると認めるべき証拠はないし、A社は、本件各取引後においても本件会社の株式の22.75パーセントを保有するにすぎず、同族会社である本件会社の少数株主にとどまり、本件会社の支配的地位に就くものではない。

したがって、このような場合に純資産価額方式を用いることは必ずしも合理的とはいえない。

オ 類似業種比準方式は、投機株主及び会社経営に参画する株主の需要によって価格が形成される上場会社を基準とするものであって、配当期待権しか有しない、同族会社における少数株主又は少数株主になろうとしている者が譲受人である場合の時価算定方法としては、必ずしも合理的とはいえない。

カ 本件各取引の各取引価額が時価を反映していないとすることはできない。

キ 本件各取引の事情や売買取引が存するところ、純資産価額方式及び類似業種比準方式は、それ自体一応の合理性を有する評価方法ではあるが、本件各取引は、同族会社の株式を少数株主が取得する場合であり、譲受人は配当期待権以上のものを有しないと考えられるから、必ずしも前記各方法が妥当するとはいえず、前記純資産価額方式及び類似業種比準方式によった場合に、売買実例価額ないし配当還元方式によった場合と著しい差異が生じるのに前者に依拠した本件算定はおよそ合理的であるとは認められず、他に亡丙及び亡甲の前記各申告額を超える所得を認めるに足りる証拠もないから、本件各処分は適法であるということができない。

#### (4) 解説

通常、個人が個人に資産を譲渡する場合には所得税法59条により時価により資産を譲渡したとみなされることはない。しかし個人が法人に資産を譲渡した場合にはみなし譲渡課税が適用され、その譲渡価額が時価でな

ければならない。本件では個人の譲渡所得計算上、株式の時価が問題となった。

所得税基本通達 23～35 共-9 は非上場株式の価額について売買実例のあるものは最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額としている。税務署長は約1年1か月前の取引は通達にいう「最近において売買の行われたもの」に該当しないと主張していたが、裁判所は納税者の主張を認めた。

同族株主が個人に対して配当還元価額で株式を譲渡しても特段問題とならない。

### 3 株式の譲渡直前の持株割合により譲渡所得が課税された事例（最高裁令和2年3月24日判決）

#### (1) 事案の概要

T社（同族株主がない会社）の代表取締役だったXは平成19年8月1日に72万5千株を1株当たり75円（配当還元価格）で有限会社TSに譲渡した。これに対して税務署長は譲渡時における価額は類似業種比準方式により算定した1株当たり2,990円であり、75円は株式の価額の2分の1に満たないとして所得税法59条の著しく低い価額による譲渡に当たるとして更正処分等を行ったことに伴い争いとなった。

平成29年8月30日東京地裁判決は納税者の請求を棄却したが、平成30年8月30日は納税者の主張を認めた。

#### (2) 最高裁令和2年3月24日判決

本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。所得税基本通達59-6は、取引相場のない株式の評価につき、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる「同族株主」に該当するかどうかは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること等を条件に、評価通達の例により算定した価額とする旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該



当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨のものということができる。

ところが、原審は、本件株式の譲受人である X が評価通達 188 の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時ににおける価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法 59 条 1 項の解釈適用を誤った違法がある、として破棄差戻しとなった

なお、宮崎裕子裁判官は「所得税基本通達 59-6 で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものになっているという点において問題があるといわざるを得ない。」という補足意見を述べている。

### (3) 解説

X が財産評価通達 188 の(3)の少数株主に該当するから株式の評価を配当還元方式により算定しているが、相続及び贈与の課税に当たっては株式の取得後の持株割合によって評価する。ところが株式の譲渡所得の計算に当たっては譲渡人の譲渡直前の持株割合によるべきである。X の持株割合は譲渡前に 15.88%であったことから配当還元方式によることはできない。

宮崎裕子裁判官の補足意見を踏まえて、所得税基本通達 59-6(1) は「財産評価基本通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。」とあったが、令和 2 年 8 月 28 日の改正により「財産評価基本通達 188 中株式の取得後とあるのは株式の譲渡又は贈与直前」と読み替えられることになり明確になった(詳細は省略)。

## 第 4 章 法人税上の株式の評価

### 1 上場有価証券の裁決事例(平成 8 年 6 月 25 日裁決)

上場有価証券等の評価損を計上ができるかが問題となった裁決事例がある。

#### (1) 事実の概要

請求人は、平成 2 年 7 月 30 日に証券取引所第一部に上場されている T 銀行株式 20,000 株を購入し、平成 4 年 7 月 31 日の事業年度末の評価換え直前の帳簿価額は、株式の購入手数料の金額 173,457 円を加えた 25,113,457 円である(1 株あたり 1256 円)。

請求人は、平成 3 年 8 月 1 から平成 4 年 7 月 31 日までの事業年度の法人税について、期末に、T 銀行株式の価額を 13,400,000 円にそれぞれ評価換えをして

損金経理によりその帳簿価額を減額し、株式の評価損として、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入して法定申告期限までに確定申告を行った。  
(便宜上N銀行株に関する部分は省略する。)

これに対し、原処分庁は、株式の評価損は認められないとして、平成6年5月31日付けで、法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、平成6年7月30に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、同年10月27日付けで棄却の異議決定をした。

請求人は、異議決定を経た後の原処分に不服があるとして、平成6年11月25日に審査請求をした。

## (2) 審判所の判断

次のように判断し請求を棄却している。

「T銀行株式の価額は、本件事業年度末における最終価格は679円であるところ、平成4年8月1日から同年9月30日までの間における株価の推移は、同年8月5日に679円であったものが、同月13日には659円まで下落したものの、同年9月30日においては760円まで上昇していることが認められ、いずれも、改定株価低下率は47.15ないし39.05パーセントであると認められる。

T銀行の主要な財務諸表の状況は、平成4年3月期においては、経常収益、経常利益及び当期純利益はいずれも前期に比して減少しているものの、預金残高、貸出金残高及び1株当たり純資産額はいずれも前期に比して増加し、自己資本比率についても前期に比して上昇していることが認められ、さらに、平成4年4月1日から同年9月30日までの間において再建計画を策定することを要するような状態に至っているという事実も認められず、平成4年3月期及び前期において債務超過となっているという事実も認められない。

T銀行株式の価額は、本件事業年度末における改定価格低下率は45.55パーセントと認められるところ、本件事業年度末における評価換え後の帳簿価額とすべき金額は13,753,457円となり、これを基礎とした改定価格低下率は45.23パーセントと認められることから、本件事業年度末の当該株式の価額が評価換え直前の帳簿価額に比較して、おおむね50パーセント相当額を下回っていると認めることが相当である。

しかしながら、近い将来においてその価額の回復が見込まれないものであるかどうかについては、平成4年9月30日までの間において改定株価低下率が39.05%まで回復していることが認められること及び、平成4年3月期において財務内容の一部が悪化している事実は認められるものの、預金残高、貸出金残高及び1株あたり純資産額はいずれも前期に比して増加し、自己資本比率に

についても前期に比して増加していることに加え、平成4年3月期及び前期においても債務超過となっているという事実は認められないことからみて、法人税法施行令第68条第2号イに規定する「有価証券の価額が著しく低下したこと」には該当しないと認められる。」

### (3) 解説

この判決は法人税基本通達9-1-7に従って判断されたものであり、期末の株価がおおむね50パーセント相当額を下回っていると認められるとしておきながら、近い将来においてその価額の回復が見込まれるとして、評価減を認めなかった。

近い将来においてその価額の回復が見込まれるかどうかの判断時期が問題となる。判決では、事業年度末の平成4年7月31日に株価が679円であったものがその2ヵ月後の9月30日には760円まで上昇していることをもって近い将来においてその価額の回復が見込まれるとしている。

有価証券について法人税法施行令68条1項2号では次のように規定している。

イ 第119条の13第1号から第3号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に掲げる有価証券（第119条の2第2項第2号（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）に掲げる株式又は出資に該当するものを除く。以下「上場有価証券等」という。）の価額が著しく低下したこと。

ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。

ハ ロに準ずる特別の事実

法人税基本通達9-1-7は「第68条第1項第2号イ《市場有価証券等の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、当該有価証券の当該事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとする。

(注)

- 1 本文の50%相当額を下回るとかどうかの判定に当たっては、当該有価証券（令第119条の2第2項《有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法》に規定する「その他有価証券」に限る。）の当該事業年度終了の日以前1月間の市場価格の平均額によることも差し支えない。
- 2 本文の回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、当該事業年度終了の時に行うのであるから留意する。」

ここで注目すべきは、政令で売買目的有価証券の価額が著しく低下したことだけが評価損を計上できる要件に過ぎないにもかかわらず、通達が「近い将来その価額の回復が見込まれないこと」という要件を付加していることである。通達が政令以上の要件を課すことに疑問に思う。

さらに「近い将来その価額の回復が見込まれないこと」の判断については金融商品会計に関する実務指針 91 項では、「時価のある有価証券の時価が、「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の銘柄の有価証券の時価が取得価額に比べて 50%程度以上下落した場合には著しく下落したときに該当する。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。」としている。公正妥当と認められる会計処理を尊重すべきと考える。

なお、この裁決事例は対象事業年度が平成 4 年にかかるものであるが、法人税基本通達 9-1-7 は、平成 12 年に改正され、回復可能性の判断は当該事業年度終了の時に行うこととされた。

## 2 増資払い込み後の株式の評価（長崎地方裁判所平成 18 年 11 月 7 日判決）

### （1）事実の概要

本件は、原告が、平成 13 年 10 月 1 日から平成 14 年 9 月 30 日までの事業年度の法人税の申告に当たり、その保有にかかる訴外 B 株式会社の発行する株式について 9 億 5803 万 6231 円の有価証券評価損を計上したところ、処分行政庁が損金経理を否認して更正処分等をしたため、原告がこれらの処分の取消しを求めた事案である。

原告は、訴外 B 株式会社の発行する株式 118 万 9713 株（帳簿価額 9 億 5922 万 5944 円。）を保有していた。B は、その子会社である訴外 C 株式会社が平成 13 年 12 月に特別清算の手続を開始したことから、C 社に対する債権への貸倒引当金を計上した結果、大幅な債務超過となった。B 社は、債務超過額を縮減するために増資を行い、原告は、これに応じて平成 14 年 7 月 1 日、株式会社 D の株式を売却した（売却益 13 億 5850 万円が発生した）こと等によって捻出した資金 13 億 7500 万を払い込み、新株式 2 万 7500 株取得した。

原告は、平成 14 年 9 月期の決算期末に 9 億 5803 万 6231 円を有価証券評価損として損益計算書の特別損失に計上し、確定申告を行った。これに対し、処分行政庁は、平成 16 年 6 月 28 日損金算入を否認し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をした。

### （2）原告の主張



本件株式の取得時の価額は約 9 億 6,000 万円であるが、これは、B社の純資産価額評価等に基づいて時価評価した金額である。また、当該株式は企業支配株式に該当するが、支配権の対価として支払われた価額は存在しない。評価減を行った平成 14 年 9 月期末の本件株式に係る発行会社の純資産価額は約マイナス 34 億 2,500 万円であり、1 株あたり純資産価額が取得時のおおむね 50%相当額を下回ることとなったことに該当することは明らかである。

通達 9-1-12 は、新株式について評価損を計上することはできないとしても、従来から保有する旧株式の価値の毀損まで否定するものではないから、期末に旧株式については評価損を計上することができることを前提としたものである。

### (3) 被告の主張

総額 1 3 億 7 5 0 0 万円の増資払込みを行って本件新株を取得している。そして、本件事業年度の終了の日（平成 1 4 年 9 月 3 0 日）は、上記の増資払込みからわずか 3 か月しか経過しておらず、増資による経済効果が判断できる相当の期間が経過したとは認められず、この間に B に関して更なる経営悪化などを招く特段の事情が発生したことも認められないから、基本通達 9-1-12 及び施行令 6 8 条 1 項 2 号ロにより、本件評価損を損金の額に算入することはできない。

### (4) 法令等

#### 法人税法施行令 6 8 条 1 項 2 号

- イ 第 119 条の 13 第 1 号から第 3 号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に掲げる有価証券（第 119 条の 2 第 2 項第 2 号（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）に掲げる株式又は出資に該当するものを除く。以下「上場有価証券等」という。）の価額が著しく低下したこと。
- ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。
- ハ ロに準ずる特別の事実

**法人税基本通達 9-1-12** 株式（出資を含む。以下 9-1-12 において同じ。）を有している法人が当該株式の発行法人の増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合には、仮に当該発行法人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、その増資後における当該発行法人の株式については令第 68 条第 1 項第 2 号ロ《市場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて

当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。）

(5) 争点 B社の株式の価額の回復が困難な状態であったため評価損を計上できるか。

(6) 判決 (請求棄却)

ア 原告を含むAグループ内部の経営体制の見直し、グループ会社各社及び金融機関からの支援によって策定された再建計画は、Bの再建のための合理的なもので、同社の再生はその時点でも十分に可能性のあるものであったことが窺われ、現にその後少なくとも3事業年度は不況下にあっても再生計画に沿った事業経営が進み、債務超過は減縮過程にある。このような事情からすると、本件増資から約3か月を経たにすぎない本件事業年度の終了時点において、Bの株式の価額が著しく低下し、それがある程度固定化し、その回復が困難な状態であったと認めることはできない。

イ 原告は、増資払込みが行われた場合、増資新株に関して当該増資がされた事業年度の終了時点に評価損を計上することはできないとしながらも、増資される前の旧株式に関しては増資直前の時点で評価損の計上が可能であれば、旧株式に関してだけは増資がされた事業年度の終了時点において評価損の計上が認められるべきであると主張する。

しかし、会計理論あるいは税法の理論から、同一時点において、同じ会社が発行する同一内容の有価証券の価額に関し、その一部の評価が他の部分と異なるというような場合を想定することは、ほぼ不可能である。本件のような増資が行われた場合においても、当該増資が属する事業年度の終了時点における当該増資会社の資産状態及び株式の価額の評価及びその見通しは、当該増資会社の資産・事業経営を一体として評価するものであり、増資新株と増資前の旧株式の評価は、当然のことながら同一のものになるというほかない。

(7) 解説

- ① 増資払い込み直後の株式の評価損が否定された事案である。
- ② 増資を行う直前に評価減を行えばよいというのではなく、増資を行った事業年度前に評価減すべきものであった。
- ③ 評価損が認められるのが難しい場合、実現損の計上を考えたほうが良い。